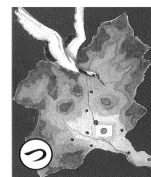




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月31日(土) 号外(第14号)

目次

条 例	ページ
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2

■ 条 例

群馬県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十三号

群馬県条例の一部を改正する条例

群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第六十四条第二項若しくは第三項」の下に「(法第六十五条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)」を、「第七十二条の四十五第二項若しくは第三項」の下に「(法第七十二条の四十五の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第四号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第五十六条第三項若しくは第四項」の下に「(法第六十五条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)」を、「第七十二条の四十四第三項若しくは第四項」の下に「(法第七十二条の四十五の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「によつて」を「により」に、「第四十五条第三項、第四項及び第十七項」を「第四十五条第五項」に改める。

第三十二条の三第一項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第五項中「において」を「には」に改め、同項の表第四十八条第一項の項中「にあつては」を「には」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十四条第一項中「当該」を「同表の」に改める。

第四十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第十四項中「第四項又は第五項」を「第六項又は第七項(これらの規定を第八項(第九項において準用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十五項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「にあつては」を「には」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に、「第六項」を「第八項」に、「」において「を」の規定により「」に改め、「及び第十四項」を削り、「まず第二項」の下に「及び第三項」を加え、

「第三項の規定による控除」を「第四項の規定による控除、第五項の規定による控除」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に、「第四項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第九項」を「第十一項」に、「第十項又は第十三項」を「第十二項又は第十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この章において「内国法人」という。)が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、施行令第九条の六の二第一項に規定するところにより、当該超える金額(同条第二項に規定する金額に限る。)を当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項(同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。)、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 知事は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の

合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、施行令第九条の六の三第一項に規定するところにより、当該超える金額(同条第二項に規定する金額に限る。)を当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項(同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。)、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第五十条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第五十条の二第三項第二号中「連結法人」の下に「(法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)」を加え、同項第四号中「連結親法人」の下に「(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この章において同じ。)」を、「連結子法人」の下に「(同条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。)」を加え、同条第四項中「連結完全支配関係」の下に「(同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。)」を加える。

第五十条の二の二第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「において」を「には」に改め、同項の表第五十三条第一項第一号の項中「にあつては」を「には」に改める。

第八十三条第一項中「においては」を「には」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「」に「について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「。第八十六条の二第一項」を「。次項」に改め、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項第四号中「又は耐震基準適合既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、同項第五号中「若しくは耐震基準適合既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等若しくは耐震基準不適合既存住宅」に改め、同項を同条第十一項

とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第五項各号」を「第六項各号」に、「付記した第七十五条第一項」を「付記した同条第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、「において第二項」の下に「又は第三項」を加え、「前項」を「第七項又は前項」に改め、「第七十四条の二第二項」の下に「又は第八十六条の二第四項」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項の規定の適用を受けようとする者は、第六項の申告に当たつては、次に掲げる書類(第八十六条の二第四項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

一 当該土地の上にある住宅が第八十六条の二第一項の規定に該当する住宅であることを証明する書類

二 その他知事が必要と認める書類

第八十三条第五項第四号中「又は取得予定年月日」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第八十六条の二までにおいて同じ。))一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。))を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が

第八十六条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第八十六条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

第八十四条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に、「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第八十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「左に」を「次に」に、「申請書に当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築し、又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を一年以内に取得することを証明するに足る書類を添付して」を「申請書を」に改め、「これを」を削り、第四号を次のように改める。

四 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得 特例適用住宅の取得予定年月日

ロ 前条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得 耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日

ハ 前条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得 耐震基準不適合既存住宅の新築年月日、取得予定年月日及び耐震改修(第八十六条の二第一項に規定する耐震改修をいう。ニにおいて同じ。)の完了予定年月日並びに当該耐震基準不適合既存住宅を居住の用に供する予定年月日

ニ 前条第三項第二号の規定の適用を受ける土地の取得 耐震基準不適合既存住宅の新築年月日、取得年月日及び耐震改修の完了年月日又は完了予定年月日並びに当該耐震基準不適合既存住宅を居住の用に供する予定年月日

第八十四条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得 当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築することを証明するに足りる書類

二 前条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得 当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を一年以内に取得することを証明するに足りる書類

三 前条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内に第八十六条の二第一項の規定の適用があることを証明するに足りる書類

四 前条第三項第二号の規定の適用を受ける土地の取得 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内に第八十六条の二第一項の規定の適用があることを証明するに足りる書類

第八十五条中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第八十六条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「又は耐震基準適合既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等又は耐震基準不適合既存住宅」に改める。

第八十六条の二第一項中「(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)」を削り、同条第五項中「第八十四条第三項」を

「第八十四条第四項」に、「又は第二項第一号」とあるのは「を」、「第二項第一号若しくは第三項」とあるのは」に、「次条第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅」を「耐震基準不適合既存住宅」に、「又は第二項第一号」とあり、及び」を「第二項第一号又は第三項」とあるのは「次条第一項」と、「又は耐震基準適合既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等又は耐震基準不適合既存住宅」に改める。

第八十六条の二の二第五項及び第八十六条の三第四項中「第八十四条第三項」を「第八十四条第四項」に改める。

附則第八条の三第一項中「、第二十五項及び第二十六項(同条第二十八項)を「から第二十七項まで及び第二十八項(同条第三十項)に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、」において」を「」の規定により」に改め、同条第三項中「連結完全支配関係がある連結子法人」を「連結完全支配関係(同法第二条第十二号の七の

七に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(同条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この条において同じ。)」に、「第二十五項及び第二十七項(同条第二十八項)を「から第二十七項まで及び第二十九項(同条第三十項)に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において」を「」の規定により)に改め、同条第六項中「第四十五条第八項」を「第四十五条第十項」に、「まず第二項」とあるのは「まず」を「第二項及び第三項」とあるのは「」に改め、「次に第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第十五条第一項及び第二項を次のように改める。

第五十条第一項第一号に掲げる法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人(次項において「連結申告法人」という。)を除く。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。))分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇業者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇業者給与等支給額以下である場合を除く。))には、各事業年度の付加価値額から、当該雇業者給与等支給額から当該比較雇業者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の法第七十二条の十四に規定する収益配分額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合(次項において「雇用安定控除調整率」という。)を乗じて計算した金額を控除する。

一 当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する継続雇業者給与等支給額から当該法人の同項第七号に規定する継続雇業者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇業者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する国内設備投資額が当該法人の同項第九号に規定する当期償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

2 第五十条第一項第一号に掲げる法人(連結申告法人に限る。)に対する事業税

の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇業者給与等支給額が当該法人の同項第四号に規定する比較雇業者給与等支給額以下である場合を除く。))には、各事業年度の付加価値額から、当該雇業者給与等支給額から当該比較雇業者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

一 当該法人の継続雇業者給与等支給額(租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する継続雇業者給与等支給額をいう。以下この号において同じ。))から当該法人の継続雇業者比較給与等支給額(同項第六号に規定する継続雇業者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。))を控除した金額の当該継続雇業者比較給与等支給額に対する割合又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。))がある各連結子法人(同条第十二号の七の二に規定する連結子法人をいう。次号において同じ。))の継続雇業者給与等支給額の合計額から当該法人及び当該各連結子法人の継続雇業者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇業者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該法人の国内設備投資額(租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する国内設備投資額をいう。以下この号において同じ。))が当該法人の当期償却費総額(同項第八号に規定する当期償却費総額をいう。以下この号において同じ。))の百分の九十に相当する金額以上であること又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある各連結子法人の国内設備投資額の合計額が当該法人及び当該各連結子法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

附則第十五条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「雇業者給与等支給増加額、」を「雇業者給与等支給額から比較雇業者給与等支給額を控除した金額(以下この項において「控除対象額」という。))、」に、「附則第九条第十八項」を「附則第九条第十七項」に改め、「控除されるべき金額」の下に「の

計算の基礎となる控除対象額」を加え、「雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額」を「控除対象額」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十七条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第八十三条第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に、「同条第二項」を「同条第三項第一号」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第十八条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第六項」に改める。

附則第二十条第二項中「第八十四条から」を「第八十四条(第二項第四号イからニまで及び第三項各号を除く。) から」に、「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「から一年以内」の下に、「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第八十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。) にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築し、又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を一年以内に取得する」とあるのは「当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供する」と、を削り、「特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項」に改め、「年月日」と、「の下に」同条第三項中「次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」とあるのは「当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足りる」と、を加え、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に、「又は耐震基準適合既存住宅等の取得年月日」を「耐震基準適合既存住宅等又は耐震基準不適合既存住宅等の取得年月日」に改め、同条に次の三項を加える。

存住宅の取得年月日」に改め、同条第三項中「第七十二条の二第一項に規定する」を削り、「附則第九条の三第一項に規定するもの」の下に「(以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。) 」を加え、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に改め、「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第五項中「第八十四条から」を「第八十四条(第二項第四号イからニまで及び第三項各号を除く。) から」に、「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「から一年以内」の下に、「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第八十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。) にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅」に「」に改め、「当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築し、又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を一年以内に取得する」とあるのは「前項の規定の適用がある」と、を削り、「特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項」に、「改修工事の」を「住宅性能向上改修工事の」に改め、「年月日」と、「の下に」同条第三項中「次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」とあるのは「第一項の規定の適用があることを証明するに足りる」と、を加え、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に、「又は耐震基準適合既存住宅等の取得年月日」を「耐震基準適合既存住宅等又は耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」に改め、同条に次の三項を加える。

6 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。) を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第九条の四に規定するもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。) の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能

向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 前項の減額を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書に、同項の規定の適用があることを証明するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

8 第八十四条（第二項第四号イからニまで及び第三項各号を除く。）から第八十六

条までの規定は、第六項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第八十四条第一項中「不動産取得税の納税者」とあるのは「附則第二十条第三項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第八十六条第一項において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第二十条第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第八十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地

に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、同項第二号及び第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第四号中「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項」とあるのは「附則第二十条第三項に規定する住宅性能向上改修工事の完了年月日又は完了予定年月日」と、同条第三項中「次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」とあるのは「第一項の規定の適用があることを証明するに足りる」と、第八十五条中「第八十三条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第二十条第六項」と、第八十六条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第八十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第二十条第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項第二号から第四号までの規定中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第五号中「特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅等又は耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「附則第二十条第三項に規定する住宅性能向上改修工事の完了年月日」と読み替えるものとする。

附則第二十条の二第二項中「によつて」を「により」に改め、
 「。第三項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び前条第六項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「中に第一項に規定する」を「中に」に改める。

附則第二十条の二第二項から第八項までの規定中「第十二項まで」を「第十三項まで」に改める。

附則第二十条の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十条の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表七の項中

1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナー）によるものに限る。）の用途

を

2 ガスタービン発電装置の動力源の用途

汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

に改め、同表中八の項

を削り、九の項を八の項とし、十の項から二十の項までを九の項から十九の項までとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の群馬県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十八条第一項及び第二項の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十九年一月一日以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。次条第二項において「新法」という。）第六十五条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の県民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例第四十五条第二項の規定は、同項に規定する内国法人に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額に係る新条例第四十五条第二項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六

十八条の九十一第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額に係る新条例第四十五条第二項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

4 新条例第四十五条第三項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額に係る新条例第四十五条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額に係る新条例第四十五条第三項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第十八条第一項及び第二項の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十九年一月一日以後に新法第七十二条の四十五の二第一項の申告書の提出期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第二十二条の五第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
